

令和5年4月発行
令和2年4月改定

保存版

有馬小学校 PTA 規約

海老名市立有馬小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称および事務局)

この会は、名称を海老名市立有馬小学校 P T A とし、事務局を同校内に置く。

第 2 条 (目 的)

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 2 章 活 動

第 3 条 (活 動)

この会は、前条の目的を遂げるために次の活動を行う。

- (1) 良き保護者、良き教職員となるよう努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連携によって児童の生活を支援する。
- (3) 教育環境の整備に努める。

第 4 条 (方 針)

この会は、児童の教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教等に偏ることなく、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙活動は行わない。

第 5 条 (個人情報取り扱い)

個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第 3 章 会 員

第 6 条 (会員の資格)

この会の会員となる者は、入会と退会の権利を有する。

この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 有馬小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代る者。
- (2) 有馬小学校に勤務する教職員。
- (3) この会の主旨に賛同する者。但し、入会は常任委員会における承認を要する。

第 7 条 (会費の納入)

会員は、会費を納入する。

第 8 条 (会員の権利及び義務)

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 4 章 役 員

第 9 条 (役員構成)

この会の役員構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名 (保護者)、副会長 2 名 (保護者)、書記 3 名 (保護者 2・教職員 1)、会計 2 名 (保護者 1・教職員 1) 但し、特段の理由等あるときは、これを増員できるものとする。
- (2) 役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。

第10条 （役員の任期）

役員の任期は1年とする。但し、補充により選任された者は、前任者の残存期間を任期とする。

第11条 （役員の再任）

役員は、引き続き同じ役員に選任されることができる。但し、同じ役員の職にあることが2年を越えてはならない。役員は、引き続き他の役員に選任されることができる。但し、役員の職にあることが、通算して4年を越えてはならない。

2. 教職員の役員については、前項を適用しない。

第12条 （役員の職務）

役員の職務は、次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を代表し、総会、運営委員会、常任委員会、学年委員会を招集し全ての会務を統括する。
- (2) 会長は、選考委員会の集会を除く全ての集会に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 書記は、総会、運営委員会、常任委員会、学年委員会の議事ならびに会の活動に関する必要事項を記録し、会長の指示により、通信その他の庶務を行う。
- (5) 会計は、この会の一切の会計事務を正確に処理し、会計監査を経て総会に於いて決算報告をする。

第5章 会計監査委員

第13条 （会計監査委員の選出・任期）

この会の経理を監査するため、3名の会計監査委員を置く。任期を1年とする。

第14条 （会計監査委員の任務）

会計監査委員は、この会の会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第6章 候補者選考委員会

第15条 （候補者選考委員会の構成等）

役員・会計監査委員の候補者選考の任務にあたる委員会（以下「候補者選考委員会」という）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 前年度PTA会長・保護者地区代表9名（杉久保3、本郷3、上河内1、中河内2）、教職員学校代表2名、計12名の候補者選考委員をもって構成する。
 - (2) 候補者選考委員の選出は常任委員会の委嘱によるものとし、候補者選考委員中より委員長1名、副委員長1名を互選する。
2. 候補者選考委員会の運営は、同委員会の審議によって行われ、他からの拘束を受けない。
 3. 候補者選考委員会は候補者の同意を得て、その役職並びに氏名を総会において会員に通告する。
 4. 候補者選考委員会および候補者選考委員は、その任務を終了したときに解任される。

第7章 役員の選出

第16条 （役員等の選出・就任）

役員および会計監査委員の選出は、第14条第3項による他、会員個人の意思によって総会の席上において立候補することができる。

なお、同一の役職候補者複数の場合は議長の職権で選挙を行う。

2. 総会において選出された役員および会計監査委員はただちに就任する。

第8章 各 委 員

第17条 （地区常任委員）

地区常任委員は、会員中より互選された常任委員として、この会と地区の連絡および会計事務にあたる。但し、本人の希望等があった場合を除き、役員経験者は選出されることはない。委員の定数は、改正細則により定める。

第18条 （学年委員）

各学年より、学年委員3名若しくは4名選出する。

2. 学年委員は、この会と学年の連絡事務にあたる。また、学年毎に学年委員長および学年副委員長を各1名互選する。
3. 学年委員は、本人の希望等があった場合を除き、役員経験者からは選出されることはない。

第9章 総 会

第19条 （総会の権限）

総会は、全会員をもって構成されるこの会の最高議決機関である。

第20条 （総会の開催）

総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が召集する。

定期総会は年1回年度当初に開催し、臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第21条 （総会の定足数および議決）

総会の定足数は、全会員の5分の1以上(委任状を含む)とし、議事は出席者の過半数で決する。

第22条 （総会の機能）

総会は次の機能を持つ。

- (1) 役員及び会計監査委員の承認
- (2) 事業計画及び予算の議決・決算の承認
- (3) その他この会の規約改正など必要と思われる事項の審議・承認

第10章 委 員 会

第23条 （委員会）

この会には、常任委員会、運営委員会を設ける。

第24条 （常任委員会の構成）

常任委員会は、役員、地区常任委員、校長、教頭で構成する。

第25条 （常任委員会の任務等）

常任委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 規約に定められているものの他、各委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、各委員会との連絡調整にあたる。
 - (2) 総会に提出する議案の調整ならびに議事日程の立案にあたる。
 - (3) 緊急を要する重要案件を、役員会の承認を得て審議処理することができる。
- 但し、直近の総会において報告するものとする。

第26条 （常任委員会の定足数）

常任委員会の定足数は、構成委員の4分の1以上の出席とし、それに満たない場合は議事を開き議決することはできない。

第27条 （運営委員会の構成）

運営委員会は、役員、各専門委員会および学年委員会の正副委員長、校長、教頭で構成する。

第28条 （運営委員会の任務等）

会長が必要と認めたとき、常任委員会の同意を得て招集し、常任委員会に代わって任務を代行することができる。

第11章 専門委員会等

第29条 （各専門委員会の構成および任務）

この会には、専門委員会等を構成し、その任務は次のとおりである。

（1）役員会

役員をもって構成する。会長が必要と認めたとき、または役員からの要求があったときに開催する。

また役員会は、各専門委員会により立案された年間計画案を調整するとともに、年度予算案を編成し、常任委員会へ提出する。

（2）成人委員会（専門委員会）

常任委員若干名をもって構成する。成人教育に関する年間計画を作成し、役員会および常任委員会の承認を得て活動する。

（3）校外生活指導委員会（専門委員会）

常任委員若干名をもって構成する。交通、防犯等、校外生活の指導に関する年間計画を作成し、役員会および常任委員会の承認を得て活動する。

（4）広報委員会（専門委員会）

常任委員若干名をもって構成する。「PTAたより」等、広報発行に関する年間計画を作成し、役員会および常任委員会の承認を得て活動する。

2. 各専門委員会には、教職員若干名が参加するものとする。

3. 各専門委員は、役員会ならびに常任委員会において、選考により選出するものとする。

4. 各専門委員会は、委員の互選により委員長および副委員長を各1名互選する。

第12章 学年委員会

第30条 （学年委員会）

学年または学級に関する常任委員会の権限以外の事項につき、学年委員会を開くことができる。

第31条 （学年委員会の開催）

学年委員会は、会長および役員会の承認を得て必要に応じて開催することができる。

第13章 経 理

第32条 （経 費）

この会の経費は、会費及びその他の収入による。一世帯につき月額200円（年額2,400円）とする。

第33条 （予算の議決）

この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第34条 （決算の承認）

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第35条 （会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14章 表彰および慶弔

第36条 (役員の表彰)

役員として務め特に功績ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。

第37条 (委員等の表彰)

委員等として特に功績ありと認めた場合は、これを表彰することができる。

第38条 (慶 弔)

会員およびこの会に関係のある者の慶弔その他の事柄に際しては、役員会等における協議により慶弔の意を表すことができる。

第15章 細 則

第39条 (細 則)

この会の運営に関する細則は、規約に反しない限りにおいて常任委員会がこれを定める。常任委員会は、細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第16章 改 正

第40条 (改 正)

この規約は、総会において出席者の3分の2以上(委任状を含む)の賛成によって改正することができる。但し、改正案の提出は予めその内容を全会員に通知しなければならない。

第41条 (提 案)

前条による規約改正は、常任委員会が必要と認めたとき、または全会員の7分の1以上の要求があったとき総会に議案提出できるものとする。

附 則

- 1 この規約は昭和44年5月 6日より施行する。
- 2 この規約は昭和47年5月25日一部改正施行。
- 3 この規約は昭和48年4月26日一部改正施行。
- 4 この規約は昭和50年4月24日一部改正施行。
- 5 この規約は昭和52年4月25日一部改正施行。
- 6 この規約は昭和53年4月26日一部改正施行。
- 7 この規約は昭和54年4月27日一部改正施行。
- 8 この規約は昭和58年4月28日一部改正施行。
- 9 この規約は昭和62年4月24日一部改正施行。
- 10 この規約は昭和63年4月22日一部改正施行。
- 11 この規約は平成 3年4月30日一部改正施行。
- 12 この規約は平成 7年4月27日一部改正施行。
- 13 この規約は平成 8年4月25日一部改正施行。
- 14 この規約は平成 9年4月24日一部改正施行。
- 15 この規約は平成10年4月24日一部改正施行。
- 16 この規約は平成13年4月27日一部改正施行。
- 17 この規約は平成15年4月25日一部改正施行。
- 18 この規約は平成18年4月28日一部改正施行。
- 19 この規約は平成20年4月28日一部改正施行。
- 20 この規約は平成24年4月27日一部改正施行。
- 21 この規約は平成28年4月 1日一部改正施行。
- 22 この規約は平成30年4月27日一部改正施行。
- 23 この規約は平成31年4月 1日一部改正施行。
- 24 この規約は令和 2年4月27日一部改正施行。

細則

第1条 (地区常任委員)

地区常任委員の定数は、次のとおりとする。

- ・杉久保9名、本郷6名、上河内1名、中河内2名の計18名。
- ・但し、地区会員数等の増減により調整できる。

第2条 (地区常任委員の運用等)

「地区境界線の確認について」	
1	地区常任委員は、地区毎に隣接地区と協議の上境界線を決定する。なるべく道路のような固定施設をもって境界とする。
2	地図に、蛍光ペン等で境界と地区番号を記入する。記入した地図は、原本として本部が管理する。
3	地区の統合または分割をする地区は、従前の境界を破線等で残すものとする。
「地区常任委員の定足数見直し基準」	
1	地区における会員の員数が7名以下若しくは20名以上になった場合、あるいは翌年度にその員数になることが確実な場合は、地区の統合または分割を行うことができる。
2	地区の統合または分割は、当該地区常任委員からの申し出により、常任委員会で検討するものとする。
3	地区の統合は隣接の地区と行うものとし、関係地区の了解を得るものとする。
4	地区の統合または分割にあたっては、従前の境界線を変更しないものとする。
5	会員の員数が20名以上の地区で分割を行わない地区は常任委員を2名選出するものとする。
6	地区の統合または分割は、申し出のあった年度中に手続きを完了し、翌年度から施行する。
7	会員の員数が20名以上の地区で分割か委員2名選出かの選択は当該地区の判断に一任する。

附 則

- 1 この改正細則は平成15年4月25日より施行する。
- 2 この改正細則は平成18年4月28日一部改正施行。
- 3 この改正細則は平成24年4月27日一部改正施行。
- 4 この改正細則は平成27年4月24日一部改正施行。
- 5 この改正細則は平成30年4月27日一部改正施行。